

# みよし広域連合指定ごみ袋取扱業務委託契約書

みよし広域連合長（以下「甲」という。）と、

（以下「乙」という。）は、みよし広域連合指定ごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）の取扱い業務について次のとおり委託契約を締結する。

（業務内容）

第1条 甲は、次に掲げる業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

(1) 甲が指定する事業所からの指定ごみ袋の仕入と住民への販売。

(2) 販売した指定ごみ袋に係る一般廃棄物処理手数料の収納。

（指定ごみ袋の発注及び販売）

第2条 乙は、自己が見積もった数量の指定ごみ袋を甲に通知し、甲は製造業者に発注する。

乙は、納品された指定ごみ袋については、善良なる管理者の注意を持って適正に保管し販売しなければならない。

（一般廃棄物処理手数料の徴収）

第3条 乙は、指定ごみ袋を住民に販売した際は、「みよし広域連合廃棄物の適正処理及び減量並びに再生利用の促進に関する条例」第18条に定める一般廃棄物処理手数料を「みよし広域連合廃棄物の適正処理及び減量並びに再生利用の促進に関する条例施行規則」第4条第1項第1号の規定により徴収する。

（一般廃棄物処理手数料の収納）

第4条 乙は、製造業者から納品された指定ごみ袋の数量に応じた一般廃棄物処理手数料を、納入通知書により翌月の15日までに甲に納入する。

（契約の期間）

第5条 この契約の有効期間は、契約を締結した日から令和5年3月31日までとする。ただし、この期間満了1ヶ月前までに、甲乙いずれかから契約解除の申し出がないときは、この期間を更に1年間延長し、それ以後についても同様とする。

（秘密の保持）

第6条 乙は、委託業務を実施するにあたって知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。

（再委託及び権利義務の譲渡の禁止）

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

2 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。

（立入検査等）

第8条 甲は、必要があると認めたときは、乙の契約業務の実施状況について検査を行い、適正な履行についての指示をすることができる。

（損害賠償）

第9条 指定ごみ袋の事業者からの受領後及び徴収した一般廃棄物処理手数料の納入までに発生した損害等一切は、乙の責任とする。また、乙が故意又は怠慢により一般廃棄物処理手数料を納入しなかつ

たときは、甲は損害賠償を請求できるものとする。

(その他)

第10条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 住所 徳島県三好市池田町マチ2429番地1

氏名 みよし広域連合長

乙 住所

取扱店名

代表者氏名

Ⓜ